

芳賀赤十字病院事業者訪問規程

第1条（目的）

この規程は、芳賀赤十字病院（以下「病院」という）において、製薬会社MR並びに診療材料及び医療機器の取扱事業者（以下「事業者」という。）の訪問活動を公平かつ円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

第2条（事業者の登録）

事業者は、病院を訪問し活動する場合は、事前に訪問許可申請書（別紙様式1）を病院に提出し、許可を受けなければならない。担当者の変更が生じた場合も同様とし、許可を受けていない者の訪問活動は認めない。

2 病院は、前項の申請があったときは、病院運営に支障があると認められる場合を除き、許可するものとする。

3 病院は、前項の規定により許可する場合は、事業者登録簿（別紙様式2）に必要事項を記載し、管理するものとする。

4 第1項の規定は、物品等の納入又は修繕等のために病院を訪問する事業者及び病院職員からの緊急の依頼に応じて訪問する事業者には適用しない。

第3条（訪問時の対応）

医師への面会を行う事業者は、原則として平日の13時から16時までに事業者訪問予約申請書（別紙様式3）を医局に提出し、事前に訪問予約を行う。医師以外の職員と面会を行う事業者は、訪問者（職員）に事前に訪問予約を行う。

2 訪問時間は、提出された事業者訪問予約申請書（別紙様式3）をもって調整し、決定する。

3 車両の駐車場所は、外来駐車場とする。職員駐車場の利用は原則として禁止する。

4 訪問場所は、2階相談室1（面会室）とする。なお、外来待合、診察室、病棟階での活動及び待機は、原則として禁止する。

5 事業者は、病院を訪問した場合は、防災センターにて入館手続きの上、入館し、院内において入館許可証を着用する。2F相談室1（面会室）において、事業者訪問記録簿（別紙様式4）に必要事項を記入し、面会する。

6 訪問活動が終了した場合は、防災センターにて退館手続き（入館許可証返却）の上、退出する。

第4条（製薬会社MRの訪問活動）

未採用薬を宣伝する際には、新規医薬品の文献集（基礎・臨床）＊日病薬指定のインタビューフォーム、パンフレット類すべて、添付文書、くすりのしおり患者錠配付資料等を薬剤部に提出し許可を得ること。

2 副作用、添付文書変更、包装変更等重要な医薬品情報は、MR活動の一環として速やかに薬剤部へ文書により提供すること。

第5条（訪問時の注意事項）

事業者は、院内での訪問活動に当たり、次の事項に十分注意しなければならない。

訪問活動に当たり、診療行為の妨げになるような行為、定められた場所以外での訪問活動等、病院運営に支障となる行為は行わないこと。

2 訪問中は、前条に定める名札とともに、会社名及び氏名等を記載した名札を着用すること。

3 訪問活動は、最小限の人員で行うこと。

4 訪問中は、病院職員の指示に従うこと。

5 前各号の事項に違反した場合は、訪問許可を取り消すことがある。

附 則

（施行期日）

1. この規程は、平成27年4月1日から施行する。
2. 平成31年3月1日改正。

（関係規程の廃止）

- 2 芳賀赤十字病院におけるMR訪問心得（平成22年6月）は、廃止する。